

原子力規制委員会 放射線審議会と環境放射線モニタリング技術検討チーム で進行中の問題

2017年9月30日
放射線被ばくを学習する会
瀬川嘉之(高木学校)

1. 放射線審議会 第136回総会 2017年9月25日(月) を傍聴して
「現存被ばく状況」という枠組みを前提としている問題
<http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/houshasen/00000029.html>

(1) 放射線審議会とは？

放射線障害防止の技術的基準に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、放射線障害の防止に関する技術的基準策定上の基本方針を明確にし、かつ、原子力規制委員会に放射線審議会を設置することによつて、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることを目的とする。

(基本方針)

第三条 放射線障害の防止に関する技術的基準を策定するに当つては、放射線を発生する物を取り扱う従業者及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とすることをもち、その基本方針としなければならない。

(2) (骨子案) 放射線防護の基本的考え方の整理 -放射線審議会における対応-
(第136回総会資料136-1号)

甲斐倫明(大分看護大教授、保健物理学会会長、ICRP主委員)

今後の放射線防護に係る政策等を企画立案する際の基本的事項

- ① 「自然放射線・放射性物質由来による被ばくと人為的行為に伴って生じる追加的被ばくが存在」
- ② 「放射線被ばくによる健康影響は、確定的影響(しきい線量あり)と確率的影響(しきい線量なし。がん又は遺伝性疾患。)に大別」
- ③ 「リスク科学、規制科学及び施策として(放射線防護において)のLNTモデルの採用」

②と③の不思議な関係

LNT: 直線しきい値なしモデル どんなに低線量でもゼロでなければ、確率的影響は線量に比例して増加。

- ④ 「リスクベースをもとにした防護施策の最適化の重視」
最適化: 「合理的に達成可能な範囲で低減する(ALARAの原則)」

誰が何のため何に基づいて最適と決めるのか？

考慮すべき要素

- ・ 「放射線防護の基本原則(正当化、最適化、線量制限)」
- ・ 「3つの被ばく状況(計画被ばく状況、現存被ばく状況、緊急時被ばく状況)に応じた放射線防護の枠組み」
- ・ 「線量限度、線量拘束値、参考レベル等の線量制限の役割」
- ・ 「国際的に使用されている基準となる数値(1mSv/年、20mSv/年、100mSv)」の意味と使用法

(3) 東電福島第一原発事故に関連して策定された放射線防護の基準のフォローアップについて(案)
(第136回総会資料136-2号)

各省庁に出させたりヒアリングしてまとめるリストはあらかじめ「緊急被ばく状況」や「現存被ばく状況」が分類項目になってしまっている。

(4) ICRP2007年勧告の国内制度等への取入れの進め方について(案)
(第136回総会資料136-3号)

ICRPが2007年勧告で初めて導入した「3つの被ばく状況」「現存被ばく状況」は、日本国内制度にはまだ取り入れられていない。

問題点：

- ・「現存被ばく状況」というような枠組み設定は、現に起きている東電原発事故による汚染や被ばくの実態、避難している人々の困難と追いついていない制度や政策、被ばくをより少なくする基準のあり方に照らして適当なのかどうかからこそ検討、議論すべき。
 - ・汚染地域に程度と実態のちがいが生じているのを丸ごと「状況」にしているのか。ちがいがあからこそ、調査と対策をするようにとした子ども・被災者支援法やチェルノブイリ法が机上に上がる日は来るのか。
 - ・「平常時」の顔をしてやっている原子炉等規制法（炉規法）による適合性審査自体と適合するのか、更田（ふざけた）委員長？
- 炉規法では周辺監視区域の外側のいかなる場所においても線量限度をおそれがないとしている。福島第一を「特定原子力施設」に指定して別扱いにすれば事足りるのか。

ICRP2007年勧告 用語解説等 より

計画被ばく状況：線源の計画的操業を伴う日常的状況。被ばくが生じる前に放射線防護を前もって計画することができる状況、及び被ばくの大きさと範囲を合理的に予測できるような状況。

現存被ばく状況：管理についての決定がなされる時点で既に被ばくが存在している状況。自然放射線が高い場所や事故によって汚染された土地からの被ばくを含む。

最適化のための参考レベルの範囲：1～20mSv

緊急時被ばく状況：ある行為の実施中に発生し、至急の対策を要する不測の状況

最適化のための参考レベルの範囲：20～100mSv

線量限度は「計画被ばく状況」にのみ適用されるとしている。

ICRP1990年勧告（106）

行為：総放射線被ばくを増加させる人間活動

介入：現在ある線源を撤去したり、経路を変えたり、被ばくする人数を減らして総被ばくを減らす活動

(189)線量限度の適用範囲は行為の結果受ける線量に限る。

2. 第4回環境放射線モニタリング技術検討チーム 2017年6月26日（月） 線量限度の確認が消される問題

資料3 平常時における環境放射線モニタリング

<https://www.nsr.go.jp/data/000193890.pdf>

https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/kankyo_housyasen/00000005.html

資料3 p1

「環境放射線モニタリング指針」（2008年3月 原子力安全委員会）を廃止して、緊急時、平常時ともに原子力災害特別措置法（原災法）令のものと「原子力災害対策指針補足参考資料」にしようとしている。

環境放射能モニタリング指針（廃止）→ 原子力災害対策指針補足参考資料（緊急時）
原子力災害対策指針補足参考資料（平常時）

・「環境放射能モニタリング指針」にもとづくモニタリングポストの線量表示が低くなるので、変えたほうがよいのは確か。

また、緊急時と平常時を一緒くたに書いているのも問題。

・しかし、緊急時と平常時を分けるにしても、両者を緊急時の原災法令のもとに置いてはいけない。平常時はあくまで炉規法令のもとに置かなければ線量限度があいまいになってしまう。

・規制委・規制庁・検討チームでは、「環境放射能モニタリング指針」における平常時モニタリングの目的

「1年間の線量限度を十分に下回っていることを確認すること」

を消して「平常の変動幅」の確認・評価にまったく変えようとしている。

資料3 p5

※1 環境放射線モニタリング指針では、「1年間の線量限度を十分に下回っていることを確認すること」としていた。補足参考資料(平常時)においては、平常時モニタリングの結果が平常の変動幅内であることを確認し、平常の変動幅を超える場合、かつその原因が当該施設起因である場合又は当該施設起因であることを否定できない場合にはその線量を評価することとした。

・また、下記では線量限度より低い線量目標値を「参考とする」(?)からいいでしょう、としている。だからと言ってなぜ線量限度の「確認」を消すのか?ここで「確認」しなければどこでもされず、天井知らずになってしまう。

「平常」を汚染された線量にして「変動幅」見るとすれば、どんなに汚染された地域でも使えることになる。

資料3 p10

(線量の評価方法)

「○測定値が、平常の変動幅を超える場合、かつその原因が当該施設起因である場合又は当該施設起因であることを否定できない場合は計算等により被ばく線量を算出し、評価する。

評価の比較の対象としては、発電用原子炉施周辺の公衆の受ける線量目標値が、実効線量で年間50 μ Svとされていること等を参考とする。」

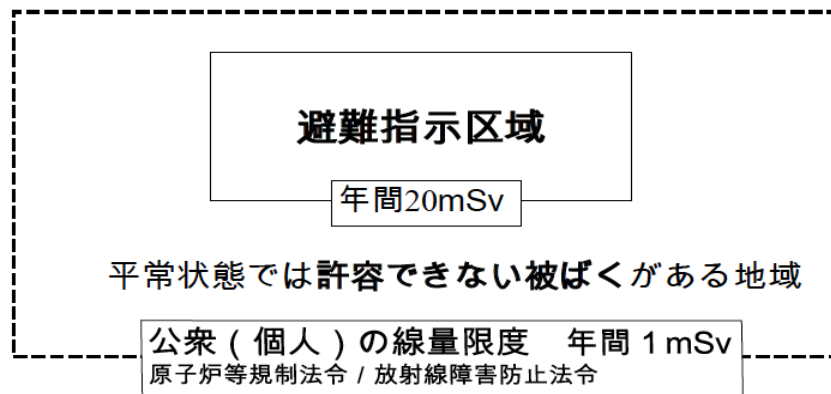
・2011年、実質的に線量限度を年間20mSvにするにあたって、年間1mSvを目標にするからいいでしょう、とした特別措置と同じやり口。

避難すれば直ちに年間1mSvを下回ることができるのに、避難の権利を認めないための仕掛け。

第4回検討チーム議事録 p27

○伴委員 非常に役人的な回答ではありますが、実際そういうことであって、だから、もともと1年間の線量限度を十分に下回っていることを確認せよという要求自体が、筋論からすればやっぱりおかしいわけですね。ある特定の施設からだけしか被ばくしないわけではないし、公衆が被ばくする可能性のある線源といいますかパスイエというのは、複数存在する。さらに、そもそも線量限度というのは安全と危険の境界線ではないですから。だから、そういうことを踏まえて、改めて筋論をこの資料の10ページのところに書いてあるようにまとめた。

東電福島事故で継続している現実 異常状態
原子力災害特別措置法における緊急事態



平常状態の地域 原発立地地域も

ある線源または行為の免除レベル

例：年間0.01mSv (10 μ Sv) クリアランスCs137 100Bq/kg